

猪名川上流広域ごみ処理施設組合公平委員会公開口頭審理の
傍聴に関する規則

平成12年10月17日 公平委規則第3号

改正 令和2年1月20日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合公平委員会（以下「委員会」という。）が行う公開口頭審理の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 口頭審理を傍聴しようとする者は、委員会が発行する別記様式による傍聴券の交付を受け、係員の指示により傍聴席へ入らなければならない。

(傍聴人の制限)

第3条 委員会は、会場整理のため必要があると認めるときは、傍聴者の数を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物品を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用している者
- (4) 拡声機、無線機、写真機及び録音機の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、審理を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、委員会において傍聴を不相当と認めた者
(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、係員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。また、傍聴席以外の場所に入らないこと。
- (2) 異様な服装をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 審理関係者の発言に対し、批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (5) 私語、談笑、拍手等審理を妨害するような行為をしないこと。

(6) 撮影、録音等をしないこと。

(7) 前各号に掲げる者のほか、会場の秩序を乱すような言動をしないこと。

(退場命令)

第6条 委員会は、傍聴者がこの規則に違反したと認めるときは、傍聴者に対し退場を命じることができる。

2 前項の規定により退場を命じられた者は、当日再び傍聴することができない。

(退場)

第7条 傍聴者は、退場を命じられたとき、又は閉会したときは、速やかに退場しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表）

公 開 口 頭 審 理			
			No. _____
傍 聴 券			
日 時：	年	月	日（午前・午後 時 分）
場 所：	猪名川上流広域ごみ処理施設組合公平委員会㊤ （この傍聴券は当日限り有効とする）		

（裏）

傍 聴 人 心 得	
傍聴者は、係員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。	
(1)	みだりに傍聴席を離れないこと。また、傍聴席以外の場所に入らないこと。
(2)	異様な服装をしないこと。
(3)	飲食又は喫煙をしないこと。
(4)	審理関係者の発言に対し、批評を加え、又は可否を表明しないこと。
(5)	私語、談笑、拍手等審理を妨害するような行為をしないこと。
(6)	撮影、録音等をしないこと。
(7)	その他会場の秩序を乱すような言動をしないこと。